

松江市告示第 143 号

松江市高齢者バス割引乗車事業実施要綱（平成 24 年松江市告示第 269 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(使用者の情報の取得等) 第 9 条 略 2 前項の情報に関する取扱いは、 <u>個人情報 の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)</u> _____の規定によるも のとする。	(使用者の情報の取得等) 第 9 条 略 2 前項の情報に関する取扱いは、 <u>松江市個 人情報条例(平成 17 年松江市条例第 15 号) 及び松江市個人情報保護条例施行規則(平 成 17 年松江市規則第 8 号)</u> の規定によるも のとする。

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。